

(別紙)

利用サービス	利用者	利用先(事業所)	支弁基準額
デイサービス	身体障害者	指定知的障害者デイサービス事業所(単独型)	単独型身体障害者デイサービス支援費( )
		指定知的障害者デイサービス事業所(併設型)	併設型身体障害者デイサービス支援費( )
		介護保険法による指定通所介護事業所	単独型身体障害者デイサービス支援費( )
	知的障害者	指定身体障害者デイサービス事業所( )(単独型)	単独型知的障害者デイサービス支援費
		指定身体障害者デイサービス事業所( )(併設型)	併設型知的障害者デイサービス支援費
		指定身体障害者デイサービス事業所( )(単独型)	単独型身体障害者デイサービス支援費( )
		指定身体障害者デイサービス事業所( )(併設型)	併設型身体障害者デイサービス支援費( )
	短期入所	身体障害者	介護保険法による指定短期入所生活介護事業所
グループホーム	知的障害者	精神障害者グループホーム	知的障害者地域生活援助支援費
	精神障害者	指定地域生活援助事業所	精神障害者グループホーム単価

「利用先」及び「支弁基準額」の身体障害者デイサービス( )(単独型)等の用語は、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第27号)又は知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)によることとする。

精神障害者グループホーム単価は、精神保健費等国庫負担(補助)金について(平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知)によることとする。